

資料編

1. 策定体制

「本庄市立地適正化計画」の策定にあたっては、「本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会」を組織しました。また、「本庄市都市計画審議会」においてご意見を頂き、計画内容等に関する検討及び総合的な調整を行いました。

■本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会設置規程 (設置)

第1条 本庄市都市計画マスタープラン及び本庄市立地適正化計画（以下「計画」という。）を改定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の改定に係る準備、検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画の改定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、都市整備部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月31日訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

企画財政部企画課長 企画財政部広報課長 市民生活部危機管理課長 市民生活部支所総務課長 経済環境部環境推進課長 経済環境部商工観 光課長 経済環境部農政課長 経済環境部産業開発室長 都市整備部道 路管理課長 都市整備部道路整備課長 都市整備部都市計画課長 都市 整備部市街地整備室長 教育委員会文化財保護課長
--

■本庄市都市計画審議会委員名簿

役職名	氏名	選任区分	区分
会 長	尾崎 晴男	識見を有する者	第1項第1号委員
職務代理者	岩崎 信裕	市内に住所を有する者	第2項第2号委員
	深田 栄一	識見を有する者	第1項第1号委員
	松本 昇司	識見を有する者	第1項第1号委員
	真下 敏明	識見を有する者	第1項第1号委員
	田端 講一	識見を有する者	第1項第1号委員
	谷田 裕之	市議会の議員	第1項第2号委員
	小賀野 健司	市議会の議員	第1項第2号委員
	山田 康博	市議会の議員	第1項第2号委員
	柿沼 綾子	市議会の議員	第1項第2号委員
	小林 猛	市議会の議員	第1項第2号委員
	阿部 俊彦	関係行政機関又は埼玉県職員	第2項第1号委員
	木村 和正	関係行政機関又は埼玉県職員	第2項第1号委員
	川崎 玉美	市内に住所を有する者	第2項第2号委員
	久保田 克巳	市内に住所を有する者	第2項第2号委員

(敬称略)

2. 上位・関連計画

4 ページで掲げた上位・関連計画の概要及び立地適正化計画との関連性は以下のとおりです。

分類	計画名称	策定主体 計画期間	概要及び関連性
上位計画	本庄市総合振興計画	本庄市 H30年度～ R9年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本市のまちづくりの最上位計画であり、本市の将来像、まちづくりの基本理念、将来像の実現に向けた政策大綱や具体的な取組を定めている。 ●立地適正化計画は、この計画に即する。
	本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	埼玉県 H29年1月～	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法上、最上位計画に位置づけられる都市計画であり、まちづくりの基本理念として「コンパクトなまちの実現」が掲げられている。都市計画区域毎に、人口や土地利用等の将来の見通しを明らかにし、まちづくりの基本理念、区域区分や土地利用の方針等を定めている。 ●立地適正化計画は、この計画に即する。
	児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	埼玉県 H29年1月～	
	本庄市都市計画マスタープラン	本庄市 H25年4月～ R15年3月 (R5年3月 一部改定)	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市が目指すべき将来都市構造として「3つの駅を中心とする拠点市街地の連携を基本とした集約型都市構造の構築による持続可能な都市」が掲げられている。その実現に向けたまちづくりの基本的な方針や取組など都市計画全体の指針を定めている。 ●立地適正化計画は、この計画に即する。
関連計画	本庄市地域公共交通計画	本庄市 R5年度～ R9年度	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保し、地域住民や旅行者などの幅広い利用者が利用しやすい地域全体の公共交通ネットワークの構築を目指すことを定めている。 ●立地適正化計画は、公共交通の維持・確保に向けて、この計画と連携を図る。

分類	計画名称	策定主体 計画期間	概要及び関連性
関連計画	本庄市人口ビジョン 本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略	本庄市 [人口ビジョン] H27年度～ R42年度 [総合戦略] R5年度～ R9年度	<ul style="list-style-type: none"> ●人口ビジョンでは今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示し、これに基づき、総合戦略において人口減少の克服と地方創生に重点を置く戦略として目標、方向性、具体的施策を定めている。 ●立地適正化計画は、まちづくりに関連する施策について、この戦略と連携を図る。
	本庄市公共施設再配置計画	本庄市 H27年3月～ (R4年3月一部改定)	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の公共施設に係る計画であり、公共施設の更新や維持管理・運営のあり方等を検討し、財政負担の縮減や施設サービスの効率化と質の向上に向け、公共施設に関する市の基本的な考え方や基本目標、取組等を定めている。 ●立地適正化計画は、公共施設の再編に向けて、この計画と連携を図る。
	本庄市地域福祉計画	本庄市 H31年度～ R5年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の福祉に係る計画であり、地域における福祉サービスの適切な利用の推進等について、基本目標や具体的な取組を定めている。 ●立地適正化計画は、地域包括ケアシステムの構築など地域福祉の向上に向けて、この計画と連携を図る。
	本庄市子ども・子育て支援事業計画	本庄市 R2年度～ R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の子育てに係る計画であり、子ども・子育て支援サービスのニーズ量の見込みを把握し、それに対する確保方策等を定めている。 ●立地適正化計画は、子育て支援施設の立地や充実について、この計画と連携を図る。
	本庄市中心市街地活性化基本計画	本庄市 H26年1月～	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄駅周辺を対象とする中心市街地の活性化に向けた基本方針、施策等を定めた計画であり、H18年の中心市街地活性化法の改正や、市町村合併を受け、現在の中心市街地の状況や社会情勢に合わせて施策を見直し、H25年度に改定。 ●立地適正化計画は、まちなか再生の推進に向けて、この計画と連携を図る。

3. 誘導区域の設定フロー

誘導区域は、「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省、平成26年8月）に基づく都市構造評価や上位計画である本庄市都市計画マスタープランのまちづくりの方向性、「第12版都市計画運用指針」（国土交通省、令和4年4月）における誘導区域設定の考え方を踏まえ設定しました。設定フローについては、以下のとおりです。

① 徒歩圏における交通や生活利便性の充実度を評価します。（都市構造評価）

- 交通利便性
公共交通の徒歩圏（鉄道駅 800m圏、バス停 300m圏）を評価
- 生活利便性
身近な生活サービス施設（医療、福祉、子育て、商業等）の徒歩圏（施設 800m圏）を評価

② 本庄市都市計画マスタープランにおける拠点市街地の範囲を核に設定します。

- 拠点市街地とは、地域特性を活かした利便性の高い快適な空間を形成する市街地であり、本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅周辺に設定されています。
- 都市計画マスタープランとの整合を図り、拠点市街地の範囲を都市機能誘導区域及び居住誘導区域の核として設定します。

③ 拠点のまちづくりの方向性を踏まえた範囲とします。

- 3つの拠点では、それぞれの特性に応じたまちづくりの方向性を踏まえ、拠点のまちづくりの方向性に応じた施策展開を推進します。施策を展開する範囲を踏まえた区域を設定します。

（次頁参照）

④ 拠点（鉄道駅）の徒歩圏を基本とした範囲とします。

- 徒歩圏は以下の根拠資料等を参考に、拠点（鉄道駅）から 500m～1km の範囲とします。

徒歩圏の性格	徒歩圏の定義・目安	根拠資料
高齢者が歩いて行ける範囲	70歳以上が最も多く回答した範囲は 500m	「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」 (内閣府)
生活利サービスの徒歩圏	施設を中心に 800m の範囲	「都市構造の評価に関するハンドブック」 (国土交通省)
都市再生整備計画における中心拠点の定義	・人口集中地区 ・駅から半径 1km の範囲	「都市機能立地支援事業制度要綱」 (国土交通省)

⑤ 居住地としての生活環境や安全性を考慮します。

- 以下に該当する範囲は都市計画法や都市計画運用指針に基づき、生活環境や安全性の側面から原則として誘導区域の対象外とします。

対象外とする範囲	範囲の定義・性格	根拠法令等
工業専用地域	住宅の建築が制限されている区域	都市計画法 (用途地域)
工業地域	工業の利便を促進するため定める区域	同上
土砂災害特別警戒区域	原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	都市計画運用指針

⑥ 地形地物を原則として、即地的に区域を設定します。

4. 中間見直し調査（令和4年度）

1) 誘導区域の設定

計画改定にあたり、前項の「誘導区域の設定フロー」に照らし、誘導区域の変更の必要性がないか、以下のとおり確認を行いました。

① 徒歩圏における交通や生活利便性の充実度を評価

1章で現状分析を行ったとおり、交通利便性、生活利便性ともに当初計画策定時点から大きく利便性が低下したエリアは見られませんでした。

② 本庄市都市計画マスタープランにおける拠点市街地の範囲を核に設定

並行して改定を進めた本庄市都市計画マスタープランにおいて、3駅周辺を拠点市街地とする位置づけを維持することとしました。

③ 拠点のまちづくりの方向性を踏まえた範囲

3つの拠点では、当初計画に基づきそれぞれの拠点の特性に応じたまちづくりが進められてきた実績があり、継続する事業や今後展開していく事業の範囲についても現在の区域を維持することが望ましいことが確認されました。

④ 拠点（鉄道駅）の徒歩圏を基本とした範囲

変更の必要性がないことが確認されました。

⑤ 居住地としての生活環境や安全性を考慮

6章で防災指針策定のためのリスク分析を行い、当初計画策定時より詳細に災害に対する安全性の分析を行いました。誘導区域内の一部区域で災害リスクが存在することが確認されましたが、防災指針に基づく防災・減災まちづくりを進めることを前提として誘導区域に含めることとしました。

⑥ 地形地物を原則として、即地的に区域を設定

区域を変更すべき地形地物の改変等は確認されませんでした。

上記から、当初計画で定められた誘導区域を今後も維持し、この区域を基本として居住及び都市機能の誘導を推進していくこととしました。

2) 誘導施策進捗状況の評価

当初計画で位置づけられた誘導施策（7章）の進捗状況について、庁内関係各課を交えて評価を行いました。この結果、施策の柱1、柱4における施設整備などの取組は着実に進捗しましたが、柱2、柱3における民間等に対する支援策の適用等に課題が残りました。

今回の改定においては、これらの課題を踏まえ、国等が提示している新たな支援策等も勘案し、効果的・戦略的に施策・事業が展開できるよう、誘導施策の刷新を図りました。

■ 庁内関係課に対する施策進捗状況ヒアリング結果

施策の柱	番号	施策名	進捗状況（関係課の回答数）				
			未着手	実施中 <50%	実施中 ≥50%	完了	その他
1 拠点の魅力・活力の向上	1-1	本庄駅周辺整備の推進				2	
	1-2	観光まちづくりの推進	2			2	1
	1-3	既存ストックの利活用促進				2	
	1-4	都市再生整備計画事業の活用	2		1	2	1
2 都市機能の誘導・充実	2-1	誘導施設等の立地誘導に係る市の支援策	7				
	2-2	その他国等の支援策の周知・活用	3				2
	2-3	誘導施策に係る届出制度の運用					2
3 居住促進	3-1	居住環境整備の推進		1		2	2
	3-2	既存ストックを活用した居住促進策の推進	2				2
	3-3	その他居住促進に係る市の支援策			1		
	3-4	居住に係る届出制度の運用					2
4 公共交通の維持・充実	4-1	公共交通ネットワークの構築			1		
	4-2	拠点間の基幹的なバス路線のサービス水準の維持・向上			1		

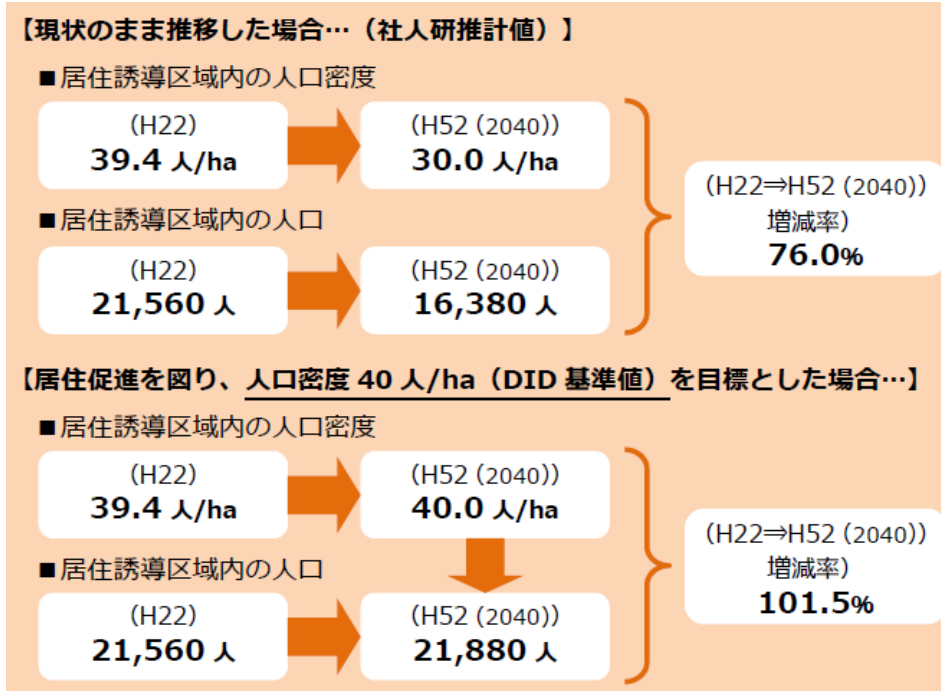
3) 目標・指標の達成状況評価と再設定

【計画全体の目標】

①達成状況評価

当初計画では、各種施策の効果的な展開により人口減少を食い止め、平成22年水準で維持（または回復）することを計画全体の目標としていました。

■当初計画の「計画全体の目標」



同目標の中間年次における達成状況について、2種類の人口データにより検証を行いました。

- 令和2年国勢調査の250mメッシュ人口…メッシュが居住誘導区域内外にまたがる場合は建物（1/10000地形図）棟数比率で按分
- 住民基本台帳人口分布データを地図上にプロットしたデータを集計

■ 居住誘導区域内人口に関する目標値の検証

	①国勢調査人口（10月1日）			②住民基本台帳人口（4月1日）		
	当初値	現状値	目標値	当初値	現状値	目標値
	H22(2010)	R2(2020)	R22(2040)	H22(2010)	R4(2022)	R22(2040)
居住誘導区域内人口(a)（人）	21,560	21,160	21,560	20,705	20,917	21,560
（対基準年次人口比率）	100%	98%	100%	100%	101%	104%
本庄駅周辺		15,898		16,206	15,668	
児玉駅周辺		2,340		3,041	2,841	
本庄早稲田駅周辺		2,922		1,458	2,408	
市総人口(b) ^{*1} （人）	81,889	78,569 ^{*2}	65,186	81,835	77,552	
（参考）居住誘導区域内人口比率(a/b)	26%	27%	33%	25%	27%	33%

出典：総務省統計局「平成 22 年、令和 2 年国勢調査」・本市住民基本台帳

- 令和 2 年国勢調査人口の250mメッシュデータから算出した居住誘導区域内人口（a）は21,160人で、当初値21,560人に比して2ポイント低い98%となっており、目標値（維持）を若干下回っています。
- 住民基本台帳人口分布データから算出した令和 4 年の居住誘導区域内人口（a）は20,917人であり、当初値20,705人に比して1ポイント高い101%であり、目標値（維持）を若干上回っています。

②再設定について

当初計画の計画全体の目標は、居住誘導区域内人口の「対基準年次人口比率」の維持ですが、指標の設定目的であるコンパクトシティ化の進捗との関係が不明確であることから、区域内外の人口が毎年タイムラグなく把握できる住民基本台帳人口を用いて再設定します。

総合振興計画においてもコンパクトシティのまちづくりの目標は「総人口に占める居住誘導区域内人口比率の上昇」を設定することとしていることから、本計画においても上の表で参考として挙げた「居住誘導区域内人口比率」を新たな計画全体の目標として掲げます。

《居住誘導区域内人口》

当初値（平成22年） 21,560人（当初計画のとおり・国勢調査人口ベース）
 現状値（令和4年4月） 20,917人（住民基本台帳人口ポイントデータによる計測値）

《居住誘導区域内人口を当初値まで回復させた場合の市総人口に対する 居住誘導区域内人口比率を新たな目標値とする：総合振興計画と整合》

	当初 ^{*3} 値 (H22)	現状 ^{*4} 値 (R4.4)	目標 ^{*5} 値 (R22・2040)
居住誘導区域内人口	21,560人	20,917人 回復	21,560人
市総人口	81,889人	77,552人	65,356人
居住誘導区域内人口比率	26.3%	26.9%	33.0%

- ※1 住民基本台帳については、位置特定できなかった人口を含む。
 ※2 当初計画策定時の社人研推計値（平成 25 年推計）
 ※3 市総人口、居住誘導区域内人口とも平成 22 年国勢調査人口による。
 ※4 市総人口、居住誘導区域内人口とも住民基本台帳人口（令和 4 年 4 月 1 日現在）による。
 ※5 市総人口は社人研の平成 30 年推計値。

【進捗管理指標】

当初計画では、誘導施策の柱ごとに進捗管理指標が下表のとおり定められていました。

■ 誘導施策の進捗管理指標（当初計画より）

誘導施策の進捗管理指標（効果）			
施策の柱	進捗管理指標	現況値	H52 (2040)
拠点の魅力・活力の向上	交流人口 (3駅の日平均乗車人員)	1.25 万人/日 (H26年度)	1.25 万人/日
都市機能の誘導・充実	誘導施設の立地割合 ^{※6}	70 % (H29.1現在)	100 %
居住促進	居住誘導区域内の建築確認 件数(新築・増改築)	113 件/年 (H23～27間の 5ヶ年平均)	113 件/年 (H28～52(2040) 間の25ヶ年平均)
公共交通の維持・充実	バス利用者数 ^{※7}	72 万人/年 (H27年度)	72 万人/年

※6 立地割合：各拠点に立地している誘導施設の種別÷各拠点に位置つけた誘導施設の種別
 ※7 バス利用者数：路線バス（本庄駅南口～児玉折返し場、本庄駅南口～神泉総合支所、伊勢崎駅～本庄駅～本庄早稲田駅、本庄駅～寄居車庫）、本市交通政策協議会が事業主体のバス（H29.1現在は本庄シャトル便、デマンド交通）の合計利用者数（H27.4～H28.3）

①交流人口（拠点の魅力・活力の向上）

《進捗状況の評価》

当初計画では拠点の魅力・活力の向上を表す指標として交流人口を設定し、市内鉄道3駅の日平均乗車人員の合計値を採用していました。目標は平成26年度水準で維持（または回復）することとていましたが、児玉駅が無人駅となったため令和2年度以降のデータ取得が困難となったことに加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度に大幅に乗車人員が減少し、指標として採用した乗車人員数の回復が見通せない状況です。このような状況を踏まえ、指標の再設定を行いました。

■ 交流人口に関する指標の検証

	当初値		現状値			目標値
	H23(2011)	H26(2014)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R22(2040)
平均乗車人員（人/日）	12,732	12,496	12,442	7,986	8,818	12,500
本庄駅	10,440	10,051	9,853	6,700	7,420	—
児玉駅	339	332	356	x	x	—
本庄早稲田駅	1,953	2,113	2,233	1,286	1,398	—
参考) 児玉駅除く（人/日）	12,732	12,496	12,442	7,986	8,818	12,200
参考) 観光入込客数（千人/年） [※]	725,013	613,712	724,050	362,408	—	—

出典：JR東日本「各駅の乗車人員」

※ 観光入込客数は延べ人数。

《再設定について》

施策の柱1「拠点の魅力・活力の向上」の指標は、『交流人口＝駅乗車人員数』から『拠点性向上による商業地地価の上昇(周辺駅との相対比較)』に変更します。考え方は以下のとおりです。

- コンパクトシティのまちづくりを推進した結果として、向上する拠点の魅力を最終的に反映する「地価」を用いた指標を採用する。
- 「地価」は県地価調査における3駅直近の「商業地」の平均を用いる。
- 地価そのものを指標とせず、周辺駅の地価に対する市内3駅の平均地価の倍率を指標として採用する。

■高崎線各駅の乗車人員数：令和3年度

本庄駅は高崎線の埼玉県北部における主要駅であり、隣接する2駅と比べて乗車人員数が3倍以上の拠点駅です。各駅直近の商業地の地価水準も乗車人員数に対応しています。駅周辺の拠点の魅力が向上すれば地価は上がると考えられることから、高崎線隣接2駅直近の商業地地価平均の市内3駅直近の商業地地価平均に対する倍率を指標とし、目標年令和22年で令和3年の0.1倍増(1.65倍⇒1.75倍)を目指します。

県	駅名	平均乗車人員 (人/日)
埼玉 県	熊谷駅	22,331
	籠原駅	11,173
	深谷駅	7,890
	岡部駅	2,287
	本庄駅	7,420
	神保原駅	2,200
群馬 県	新町駅	2,618
	倉賀野駅	1,524
	高崎駅	22,940

出典：JR東日本「各駅の乗車人員」

■地価調査における駅直近商業地地価の推移

		本庄市内3駅直近の商業地地価 (円/㎡)				高崎線隣接駅直近の商業地地価 (円/㎡)			本庄市内3駅平均商業地地価の 隣接駅平均に対する倍率 A/B
		平均	本庄駅	児玉駅	本庄早稲田駅	平均	神保原駅	岡部駅	
		A	本庄5-1	本庄5-3	本庄5-4	B	上里5-1	深谷5-3	
H30	2018	68,500	105,000	27,000	73,500	41,850	40,700	43,000	1.64
R1	2019	68,933	104,000	26,800	76,000	41,600	40,400	42,800	1.66
R2	2020	68,167	102,000	26,500	76,000	41,300	40,000	42,600	1.65
R3	2021	67,767	101,000	26,300	76,000	41,050	39,800	42,300	1.65

出典：埼玉県「平成30年～令和3年地価調査」

■ 計算式

「拠点性向上による商業地地価の上昇（周辺駅との相対比較）」
 （高崎線隣接2駅直近の商業地地価平均に対する市内3駅直近の商業地地価平均の倍率）
 = 市内3駅直近の商業地地価平均 / 隣接2駅（岡部駅・神保原駅）直近の商業地地価平均

② 誘導施設の立地割合（都市機能の誘導・充実）

《進捗状況の評価》

当初計画では、3つの都市機能誘導区域それぞれにおいて立地誘導を目標とする都市機能の種類が全てそろっている状態=100%（23/23）を目標としていました。今回の改定では、この目標を維持します。

各都市機能誘導区域において、立地誘導する機能の数は下表のとおりです。

■ 各都市機能誘導区域において立地誘導する機能一覧

機能の種類		本庄駅周辺	児玉駅周辺	本庄早稲田駅周辺
公共公益機能	窓口機能	○	○	—
	交流機能	○	○	—
	健康増進機能	—	—	○
医療機能	病院（20床以上）	○	○	○
	診療所（小児科）	○	○	○
	診療所（産科）	○	○	○
福祉機能		○	○	○
子育て支援機能		○	○	○
商業機能		○	○	○
小計		8	8	7
合計		23		

3つの区域における機能立地状況を整理すると、当初計画策定の基準年次の現状値は全体で70%（16/23）でしたが、中間年次（令和4年度）では74%（17/23）であり、達成途上となっています。中間年次時点における各区域で不足している機能は以下のとおりです。

- 本庄駅周辺 : 医療機能〔診療所（産科）〕
- 児玉駅周辺 : 医療機能〔診療所（産科）〕、福祉機能
- 本庄早稲田駅周辺 : 医療機能〔診療所（産科）〕、福祉機能、子育て支援機能

③居住誘導区域内の建築確認件数（居住促進）

《進捗状況の評価》

当初計画では、居住誘導区域内における基準年次直近5年間の年平均建築確認件数（新築・増改築）を居住促進の進捗管理指標としています。この現状値は、平成23年から平成27年の5年間平均の113件であり、目標はこの値を維持することとしています。

直近5年間（平成29年度から令和3年度）の建築確認件数を調査したところ114件/年であり、目標を達成しています。

■居住誘導区域内の建築確認（新築・増改築）件数

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	5年間累計	5年間平均
居住誘導区域内（件）	145	95	118	86	128	572	114
本庄駅周辺	83	62	64	52	74	335	67
児玉駅周辺	25	11	23	6	17	82	16
本庄早稲田駅周辺	37	22	31	28	37	155	31
居住誘導区域外（件）	400	289	300	224	289	1,502	300
合計（件）	545	384	418	310	417	2,074	415

出典：建築確認申請台帳

しかしながら、居住誘導区域内外ともに建築確認が増加した場合、この目標を達成してもコンパクトシティ化と逆行する結果になるため、建築確認の居住誘導区域内外比を新たな指標とします。

《再設定について》

当初計画及び本庄市総合振興計画では「居住誘導区域内の建築確認件数（新築・増改築）」を用いていますが、本計画では同件数の「居住誘導区域内比率」を指標とします。

この比率を引き上げることが目標とし、目標値（目標年次直前の5年間平均の比率）は現状値（平成29年度から令和3年度までの5年間平均の比率）の2ポイント増の30%とします。あわせて、本庄市総合振興計画の目標である年間113件の実現も目指します。

■ 建築確認（新築・増改築）件数の居住誘導区域内外比

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	5年間平均
居住誘導区域内（％）	27	25	28	28	31	28
本庄駅周辺	15	16	15	17	18	16
児玉駅周辺	5	3	6	2	4	4
本庄早稲田駅周辺	7	6	7	9	9	7
居住誘導区域外（％）	73	75	72	72	69	72
合計（％）	100	100	100	100	100	100

出典：建築確認申請台帳

④ バス利用者数（公共交通の維持・充実）

《進捗状況の評価》

当初計画では、公共交通の維持・充実の進捗管理指標としてバス利用者数（路線バス・デマンドバス・シャトルバスの合計）を採用し、現状値の平成27年度水準である72万人/年を維持することを目標としています。

コロナ禍にもかかわらず、令和3年のバス利用者数は着実に増加しており、目標値である72万人/年を上回っています。

■ バス利用者数

	当初値	現状値	目標値
	H27(2015)	R3(2021)	R22(2040)
路線バス（人）	695,780	707,796	—
朝日自動車	363,470	355,191	—
武蔵観光	12,142	9,226	—
十王自動車	320,168	343,379	—
デマンドバス（人）	14,551	10,396	—
シャトルバス（人）	9,572	10,120	—
合計（人）	719,903	728,312	720,000

出典：各バス事業者より

《再設定について》

施策の柱4「公共交通の維持・確保」については、バス利用者数に加えて、当初計画で交流人口の指標として用いていた鉄道駅利用者数（本庄駅と本庄早稲田駅の2駅）も指標として採用します。

○鉄道利用者数【本庄駅・本庄早稲田駅の年間乗車人員数】

本市と広域を結ぶ基幹的交通機関である鉄道の利便性を維持・確保するため、各種利用促進施策等により令和3年度の年間乗車人員数の維持を目標とします。

■鉄道駅年間乗車人員数

	現状値		目標値（人／年） （R22・2040）
	1日乗車人員（人） （R3年度）	年間乗車人員※（人） （R3年度）	
本庄駅	7,420	2,708,300	2,708,300
本庄早稲田駅	1,398	510,270	510,270
合計	8,818	3,218,570	3,218,570

出典：JR 東日本「各駅の乗車人員」

○バス利用者数【路線バス・デマンドバス等の年間延べ利用者数】

交通弱者等の移動手段を確保するため、路線バス、本庄市交通政策協議会が事業主体のバスの維持・確保を目指し、年間利用者数が令和3年度の現状値から毎年1%ずつ増加することを目標とします。

■バス年間利用者数

	当初値	現状値	目標値
	H27(2015)	R3(2021)	R22(2040)
路線バス（人）	695,780	707,796	毎年1%ずつ増加 を目標とする
朝日自動車	363,470	355,191	
武蔵観光	12,142	9,226	
十王自動車	320,168	343,379	
デマンドバス（人）	14,551	10,396	
シャトルバス（人）	9,572	10,120	
合計（人）	719,903 概ね72万人	728,312 概ね73万人	概ね88万人

出典：各バス事業者より

※ 年間乗車人員数＝1日乗車人員×365日（うるう年は366日）

5. 計画策定経緯

■ 経緯

開催日等	開催会議等	主な協議事項
令和4年2月16日	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけと改定の進め方について ・意向調査について
令和4年6月30日	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけと改定の進め方について ・都市の現況と課題について ・都市構造評価からみた本庄市のSWOT分析について
令和4年7月26日	第1回 自治会役員座談会	<ul style="list-style-type: none"> ・本庄市の概況とまちづくりの課題について ・本庄市全体・各地域の現況や将来像について
令和4年7月29日	第1回 都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけと改定の進め方について ・市民意向調査の概要について ・都市の現況と課題について ・都市構造評価からみた本庄市のSWOT分析について
令和4年10月12日	第3回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の概要と改定の経緯 ・当初計画策定以降の実績、課題 ・防災指針の検討 ・立地適正化計画改定のポイント
令和4年10月13日	第2回 自治会役員座談会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回座談会の討議結果について ・自治会活動とまちづくりについて
令和4年11月18日 ～12月2日	第2回 都市計画審議会 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案）について
令和4年12月26日	第4回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案）について
令和5年1月6日	第3回 都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（素案）について
令和5年1月19日 ～2月17日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（案）に対する意見の募集

■ 市民アンケートの実施状況

項目	内容
①調査対象	満 16 歳以上の市民
②調査票の配布数	3,500 通
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	令和 4 年 3 月～ 5 月
⑤調査票回収数	1,268 通（回収率 36.2%）

■ 中学生アンケートの実施状況

項目	内容
①調査対象	市立中学校に在籍する 3 年生全員
②調査票の配布数	580 通
③調査時期	令和 4 年 4 月～ 5 月
④調査票回収数	499 通（回収率 86.0%）

■ 事業所アンケートの実施状況

項目	内容
①調査対象	市内で事業を行っている事業所
②調査票の配布数	200 社
③抽出方法	本庄商工会議所及び児玉商工会の各会員名簿より、無作為抽出
④調査時期	令和 4 年 3 月～ 5 月
⑤調査票回収数	98 通（回収率 49.0%）

■ パブリックコメントの実施状況

項目	内容
①実施時期	令和 5 年 1 月 1 9 日から令和 5 年 2 月 1 7 日まで
②閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画課 ・ 支所総務課（アスピアこだま 2 階） ・ 市民活動推進課（はにぽんプラザ 1 階） ・ 図書館（本館・児玉分館） ・ 市ホームページ
③意見提出方法	郵送、持参、電子メール、ファックス
④意見提出者	0 人

